

# 東京慈恵会医科大学における研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為に関する規程

制定 平成27年4月1日

改定 令和4年4月1日

(目的)

第1条 本規程は東京慈恵会医科大学(以下「大学」という)における研究費の不正使用・不正受給及び研究活動において不正行為が行われ、又はその恐れがあるときに、適切かつ迅速に対処するために必要な事項を定めるものとする。

2. 本規程は競争的資金等、私学助成等の基盤経費と文部科学省等の予算配分・措置により行われる研究を対象とするが、それ以外の研究においても本規程を準用することができる。
3. 本規程における研究費の不正使用とは、故意又は重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、競争的資金等の交付の決定内容やこれに付した条件に違反した使用等であり、不正受給とは、虚偽の申請などにより研究費を受給した場合である。
4. 本規程における研究活動の不正行為とは、故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究成果に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiershipその他これらに類する行為が該当する。

(通報・相談窓口)

第2条 大学は研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為(以下「研究不正行為」という)に関する告発と告発に関する相談を受け付ける「研究に関する通報・相談窓口」(以下「通報窓口」という)を監査室に設置し、研究適正化特別委員会の下におく。

(対象)

第3条 通報窓口は下記に該当する者を対象とする。

- (1) 学校法人慈恵大学、社団法人東京慈恵会、株式会社慈恵実業、慈恵ファシリティサービス株式会社、及び慈恵メディカルサービス株式会社(以下、「大学等」)で勤務する教職員並びに契約等に基づき大学等の業務に従事する者。
- (2) 過去に前項であった者。
- (3) 大学等と取引がある業者及び関係者。
  2. 通報窓口が取扱う事項は、研究不正行為に関することとする。
  3. 告発を受け付ける基準は、原則として通報者(告発者)の氏名と通報理由(告発理由)として不正行為の態様、不正とする科学的な合理性のある理由等が明示されたものとする。
  4. 匿名での通報又は通報理由が明確に示されない場合は原則として相談事項として対処するが、相談者に告発の意思があるか否か確認するものとする。
  5. 学長からの要請や研究適正化特別委員会が調査を必要と認めた事案は告発に準じて対処する。
  6. 研究不正行為の告発・調査を担当する責任者は、学長が指名した者とする。

(受付方法)

第4条 受付方法は、面談、電話、FAX、郵送、電子メール、投書等とし、監査室が対応する。

2. 通報・相談が研究不正行為に関する内容と異なると判断される場合は公益通報制度又は学内の該当する窓口を利用するように助言する。
3. 受付担当者は通報者の個人情報保護に努め、通報・相談内容を漏洩させてはならない。  
(報告)

第5条 告発として受け付けた事案は学長と研究適正化特別委員長へ速やかに報告する。

2. 相談事項として受け付けた事案は学長と研究適正化特別委員長へ定期的に報告する。ただし、緊急な検討が必要と思われる事案は随時報告する。
3. 相談事項として受け付けた事案で相談者が匿名での取扱いを希望する場合は、相談者の意向を尊重して取扱う。  
(予備調査)

第6条 告発として受け付けた事案について、学長は告発内容の合理性・調査可能性等を踏まえ、研究適正化特別委員会に予備調査を要請する。予備調査は学長からの要請がない場合でも研究適正化特別委員長の判断で開始することができる。

2. 研究適正化特別委員会は、予備調査を円滑に行うため関係者への協力の要請、証拠となるべき資料の保全等、必要な措置を行うことができる。
3. 研究適正化特別委員会は、告発を受け付けてから30日以内に本調査の可否を判断し、学長へ報告しなければならない。
4. 学長は、研究適正化特別委員会からの予備調査報告を受けた場合、直ちに競争的資金等を配分する機関及び関係省庁(以下「配分機関」という)へその結果を報告するものとする。
5. 学長は、予備調査の結果に基づき調査委員会による本調査を実施しないことを決定した場合は、告発者へその旨を理由と共に通知しなければならない。

(調査委員会)

第7条 学長は、予備調査の結果を受けて本調査が必要となった場合は、調査委員長及び委員を任命の上、調査委員会に30日以内の調査開始を指示するものとする。

2. 学長が早急に本調査を開始することが必要と判断した場合は、予備調査を省略して調査委員会を設置することができる。
3. 学長は本調査の実施を配分機関に報告し、調査方針、調査対象等を協議するものとする。
4. 調査委員会の委員構成は下記のとおりとする。
  - (1) 研究費の不正使用・不正受給に関する事案の場合は学外有識者(弁護士等)を含むものとする。
  - (2) 研究活動の不正行為に関する事案の場合は学外有識者(弁護士等)を半数以上とする。
5. 学長は、研究適正化特別委員会に調査委員会委員(以下「調査委員」という)の推薦を依頼することができる。
6. 研究適正化特別委員会委員は調査委員を兼務することができる。
7. 調査委員は告発者又は被告発者と直接的な利害関係を有しない者とする。

8. 学長は、告発者と被告発者に調査委員会の設置と調査委員名を通知する。通知を受けた者は異議がある場合、通知日から1週間以内に申し出ることができる。学長は異議の内容が妥当であると判断した場合は委員を交代させることができる。
9. 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して不正行為を認定し、不正に関与した者が関わる他の研究について調査し、及び調査結果に基づく再発防止案を検討する。
10. 被告発者は、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。
11. 調査委員会は、調査の過程で不正の全部又は一部が確認された場合は速やかに認定し、学長へ報告する。学長はそれを受けて、当該事案に係る配分機関に報告するものとする。
12. 学長は、配分機関から調査の進捗状況に関する報告、又は中間報告を求められた場合は速やかに回答する。また、配分機関から調査資料の閲覧や現地調査を要請された場合は調査に支障の無い範囲で応ずるものとする。
13. 調査委員会は、調査の途中でも必要に応じて、該当する研究費の使用停止及び該当する研究活動の停止を学長に上申することができる。
14. 調査委員会は、研究不正行為を認定する場合は被告発者に弁明の機会を与えなければならない。一方、告発が悪意に基づくものと認定する場合は告発者に弁明の機会を与えなければならない。
15. 調査委員会の事務は監査室が担当する。

(調査結果の報告)

第8条 調査委員会は、特段の事情が無い限り調査を開始してから次に示す期間内に調査結果を学長へ報告しなくてはならない。なお、調査を継続する必要がある場合は学長に中間報告を行うものとする。

- (1) 研究費の不正使用・不正受給に関する事案の場合は告発等の受付から210日以内とする。
- (2) 研究活動の不正に関する事案の場合は本調査開始から150日以内とする。
2. 学長は、調査結果の報告を受けた場合は速やかに当該事案に係る配分機関へ調査結果の報告を行うものとする。なお、調査を継続する必要がある場合は中間報告を行うものとする。当該事案が他研究機関から資金配分を受けて行われたものである場合は当該研究機関へも報告するものとする。
3. 学長は、研究不正行為が認定された者又は悪意のある告発を行ったと認定された者に対して、調査結果を通知しなければならない。通知を受けた者がその結果に不服がある場合は通知日から10日以内に学長に対して理由を付記して不服申し立てをすることが出来る。
4. 学長は、研究不正行為が無かった旨の報告を受けた場合は告発者に対して、調査結果を通知しなければならない。通知を受けた者がその結果に不服がある場合は通知日から10日以内に学長に対して理由を付記して不服申し立てをすることが出来る。

(不服申し立ての審査)

第9条 学長は、不服申し立ての審査を当該調査を行った調査委員会に行わせるものとする。また、委員の交代・追加をすることができる。

2. 調査委員会は、不服申し立ての理由等を審査し、再調査を行うか否かを決定して学長に報告する。
3. 調査委員会は、再調査を開始した場合は50日以内に調査の結果を学長へ報告しなければならない。
4. 学長は不服申し立ての受付、不服申し立ての却下、再調査の開始及び結果をその都度、当該事案に係る配分機関、被告発者、告発者に通知するものとする。

(調査結果の公表)

第10条 学長は調査委員会から研究不正行為があったと報告を受けたときは原則として次の事項を公表する。

- (1) 研究不正行為に関与した者の氏名と所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 大学としての措置
- (4) 調査委員会委員の氏名と所属
- (5) その他

2. 学長は調査委員会から研究不正行為が無かったと報告を受けたときは原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が報道される等既に一般的に知られている場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は原則として公表する。また、悪意に基づく告発であったと認定された時は告発者の氏名を原則として公表する。

(研究不正行為が行われた場合の措置)

第11条 学長は調査委員会から研究不正行為があったと報告を受けた場合、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 理事長に懲戒委員会の開催を要請し、研究不正行為を行った者に対して大学の規程に基づく処分を行う。また、不正行為を行った者の所属長等に管理責任があると認められる時も同様に対処する。
- (2) 研究不正行為に該当する論文等の取下げ勧告を当該研究者に行う。
  2. 前項の他、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。
    - (1) 研究不正行為を行った者に対して大学内外の競争的資金等を含めた研究費の使用及び申請について、期間を定めて停止する。
    - (2) 研究不正行為を行った者に対して既に使用した研究費の全部又は一部の返還を請求する。
    - (3) 研究不正行為の内容が研究費の私的流用等悪質性が特に高い場合は、法的な手続きを行うものとする。

(調査への協力)

第12条 大学等の役員及び教職員は調査委員会からの依頼があった場合は調査に協力しなければならない。

2. 大学は調査協力者等が不利益を受けることが無いよう配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 何人も告発者に対して、告発したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

2. 大学は告発者が不利益な扱いを受けないよう保護しなければならない。

(被告発者の保護)

第14条 大学は告発されたことのみをもって、被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(個人情報の保護)

第15条 大学及び本規程の運用に携わる者は、告発された内容及び調査により得られた個人情報について学校法人慈恵大学個人情報保護に関する規程に基づき適切に対処しなければならない。

(悪意に基づく告発)

第16条 告発者は、虚偽の告発や、他人を誹謗中傷する内容の告発、その他悪意に基づく告発を行ってはならない。

2. 大学は調査委員会が悪意に基づく告発と認定した場合には、当該告発者を大学の規程に基づく処分の対象とすることができる。

(本規程の改廃等)

第17条 本規程の改廃は研究適正化特別委員会の議を経て、学長の承認をもって行う。

(附則)

本規程は令和4年4月1日より施行する。

改定 平成28年4月1日

改定 平成29年2月1日

改定 平成30年6月1日